



制度のメリットは何ですか？



何と言っても国の制度だから安全、安心です。

1

有利な国の掛金助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

1.新規加入助成

初めて中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

(注) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主は、助成の対象になりません。

2.月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。



同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および「月額変更助成」の対象になりません。

2

簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

3

掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(注) 資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

4

掛金月額の選択

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の要件のもとで変更可能です。

5

通算制度でまとまった退職金

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1.過去の勤務期間

事業主が初めて中退共制度に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

(注) 小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。

(注) 解散存続厚生年金基金および特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換する従業員は過去勤務期間の通算はできません。

2.中退共制度に加入している企業間を転職した場合

前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3.中退共制度に加入している企業と特定退職金共済事業*に加入している企業間を転職した場合

それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

*商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済(特退共)事業を指します。

6

退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職者の預金口座に振込みます。退職金は一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。(事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。)

参考

当機構には、一般従業員を対象とした中退共制度のほかに、建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、特定業種退職金共済制度があります。また、従業員の資産形成を支援する勤労者財産形成促進制度もあります。詳しくは、各事業本部へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2866
清酒製造業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887
林業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887
勤労者財産形成事業本部	TEL (03) 6731-2935